

第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

公 告

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
基準点測量、路線測量（用地幅杭設置測量）
- 2 作業期間
令和3年7月19日から令和3年10月31日まで
- 3 作業地域
富山県富山市有峰

都市計画事業の施行

小矢部都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）

第66条の規定により次のとおり公告する。

令和3年8月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画事業の種類及び名称

小矢部都市計画道路事業

3・4・24号 寄島西中野線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

小矢部市今石動町2-13-1 富山県高岡土木センター小矢部土木事務所

4 事業地の所在

収用の部分 富山県小矢部市西中野字碓、字道窪、字村中、字庭植、字小三味
前、字坂東、字宮川原及び字古田並びに宇治新字大西島 地内

使用の部分 なし

管理規定の認可について

庄川上流用水土地改良区から申請のあった赤祖父頭首工管理規定及び石田頭首工管理規定については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、令和3年7月6日認可した。

令和3年8月13日

富山県知事 新 田 八 朗

